

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある事業者に対する 経営資金の取扱いに係るQ & A

お手続きについて-----

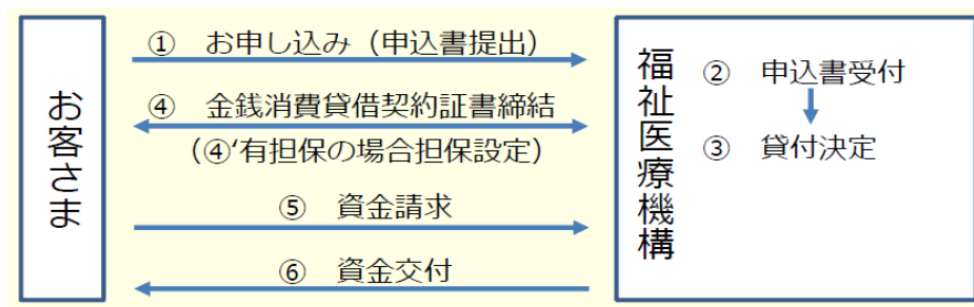
Q 1 どのように手続すればよいですか？

A 1 新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」）の影響により事業の継続に支障がある方で経営資金（以下、「コロナ融資」）を希望する方は、福祉医療機構ホームページ又は電話にて制度をご確認いただき、改善計画書（※）及び借入申込書をご記入の上、当機構あて送付してください。

※改善計画書は、「法人設立後間もなく決算期を迎えていないお客様」または「現在すでに法人運営中ではあるが、経常赤字（経常損失）や債務超過等の経営改善が必要なお客様」にご作成をいただいております。「現在すでに法人運営中であり、直近の決算において経常黒字（経常利益）となっている、またはや債務超過でないお客様」はご作成不要となります。

Q 2 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A 2 次のような流れになります。有担保の貸付となるか、無担保の貸付となるかでお手続きが異なりますのでご注意ください。（担保についてはQ10をご参照ください。）



Q 3 融資までどのくらいの日数がかかりますか。

A 3 お申し込み手続きを通常審査より簡素化し、お客さまのご意向に沿って速やかにご融資ができるよう努めております。ただし、お手続きの流れでもご案内しましたが、有担保の貸付か無担保の貸付となるか、加えて、お申込状況、審査状況により、必ずしもご意向に沿えないことがあることをご理解いただきますようお願い致します。

Q 4 どちらに問い合わせればよいですか。

A 4 ご融資の窓口は、お申し込みの施設、施設の所在地、法人格によって異なります。お手数ですが、以下を参考にお問い合わせください。

【福祉関係施設】

（施設所在地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方）

福祉医療貸付部 福祉審査課 フリーダイヤル：0120-343-862

または：03-3438-0207

(施設所在地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)の方)

大阪支店 福祉審査課 フリーダイヤル：0120-625-201

または：06-6252-0219

(NPO 法人の方)

NPO リソースセンター NPO 支援課 フリーダイヤル：0120-343-866



制度・条件・対象について-----

Q 5 どのような資金について融資を受けることができますか。

A 5 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者の方に対しご融資する資金種類は「経営資金」であり、融資条件の特例措置を講じております。

新たな施設整備を行う場合については、「建築資金」または「設置整備資金」となりますが、当該資金種類では通常融資となり、特例措置は講じておりません。

Q 6 融資を受けることができる条件は何ですか。

A 6 新型コロナウイルスにより、一定の影響を受け事業の継続に支障がある事業者の方を対象としております(当該感染症に施設利用者や施設職員が罹患していることは要件としておりません)。融資対象となる事業の種類は福祉医療機構ホームページに掲載している主な「融資対象施設・事業」をご確認ください。詳細につきましては上記A 4に記載の窓口までお問い合わせください。

Q 7 既に融資を受けた後、更に融資を受けることができますか。

A 7 既に融資を受けた後でも追加で融資することは可能です。

ただし、既に実行した融資額以上の更なる資金の必要性をご説明いただくこととなり、また無利子限度額や無担保限度額は既に融資を受けた額を加えた額となりますので、ご承知おきいただきますようお願い致します。

Q 8 法人単位での申し込みになりますか。

A 8 施設単位での申込になります。ただし、法人全体でご返済可能な範囲の借入額であることが必要です。

Q 9 貸付利率について教えてください。

A 9 福祉貸付事業において、当初 5 年間 3,000 万円までは無利子となります。なお、3,000 万円を超える部分は有利子となります。また、6 年目以降は有利子となります。融資にあたっては保証人が必要となりますが、一定の利率を上乗せし保証人不要とすることもできます。ただし、その際は無利子期間であっても一定の利率が発生することとなりますのでご注意ください。

Q10 担保について教えてください。

A10 当福祉医療貸付制度におきましては原則として有担保の貸付ですが、当該経営資金に限り、福祉貸付事業については、お借入額 6,000 万円まで無担保でご融資ができます。

Q11 借入金の返済の途中で、繰り上げて返済することはできますか。

A11 借入金の返済の期限前に返済予定を繰り上げて借入金一部または全額を返済することは可能です。なお、コロナ融資においては、繰上償還に伴う弁済補償金は発生しないこととしております。

すでにご融資している資金のご返済について-----

Q12 福祉医療機構から融資を受けていますが、新型コロナウイルスの影響を受け、返済にあたり不安があります。どのようにすればよいでしょうか。

A12 新型コロナウイルスの影響を受け、返済に不安が生じたお客さまについては顧客業務部顧客業務課で相談を受け付けております。当面 6 か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に 3 年（最長 3 年 6 か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

【返済に関するご相談窓口】

顧客業務部 顧客業務課 フリーダイヤル：0120-343-864